

目 次

フロー

【国際出願の流れ】	1
【国際出願】	2
【国際調査】	3
【国際予備審査】	4

PCT 条文及び規則

【出願手続】	6
【国際調査】	74
【国際公開】	116
【国際予備審査】	126
【国内移行】	175
【共通規定】	190

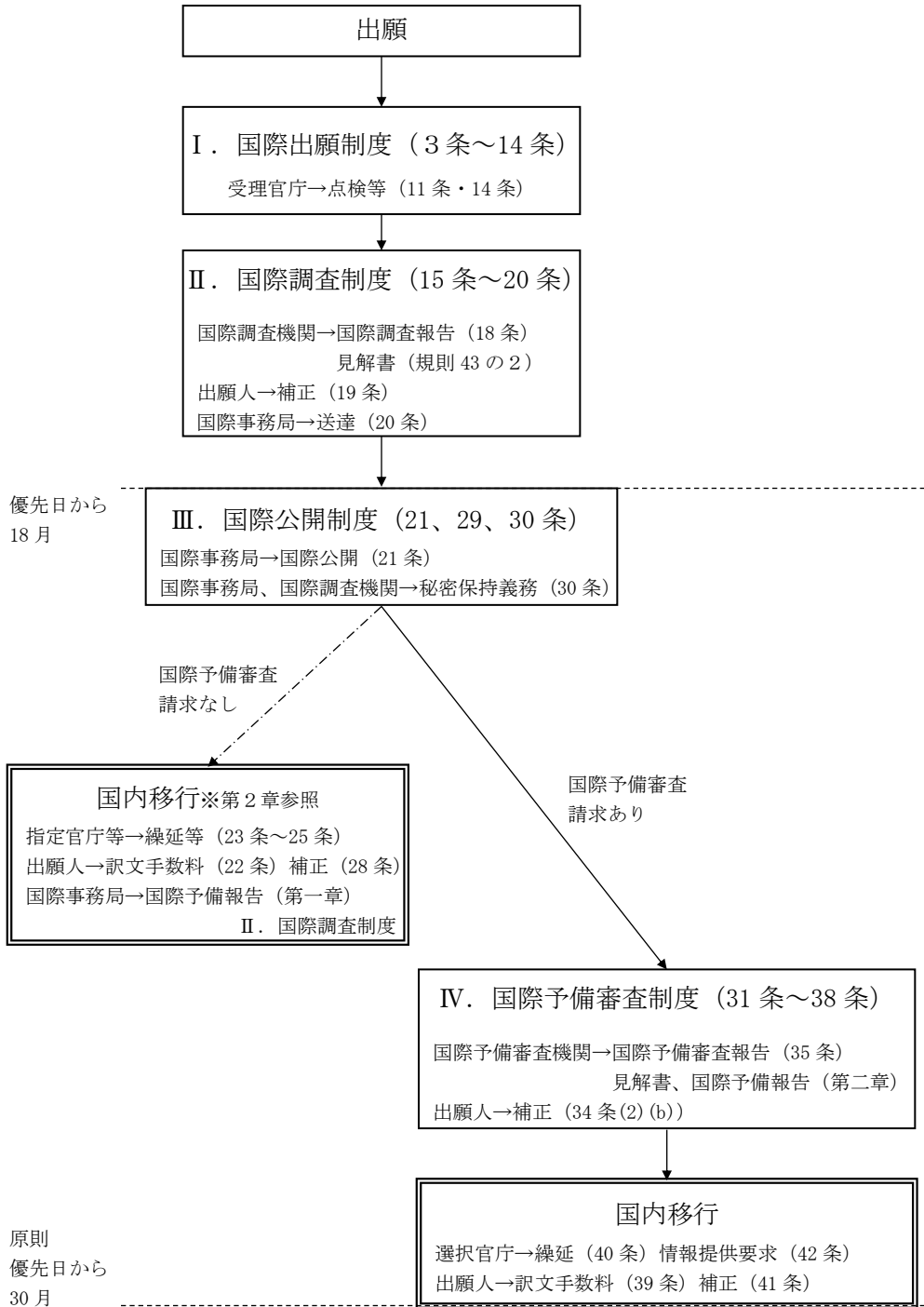
国際調査と国際予備審査の比較

【国際調査と国際予備審査の比較表】	198
-------------------	-----

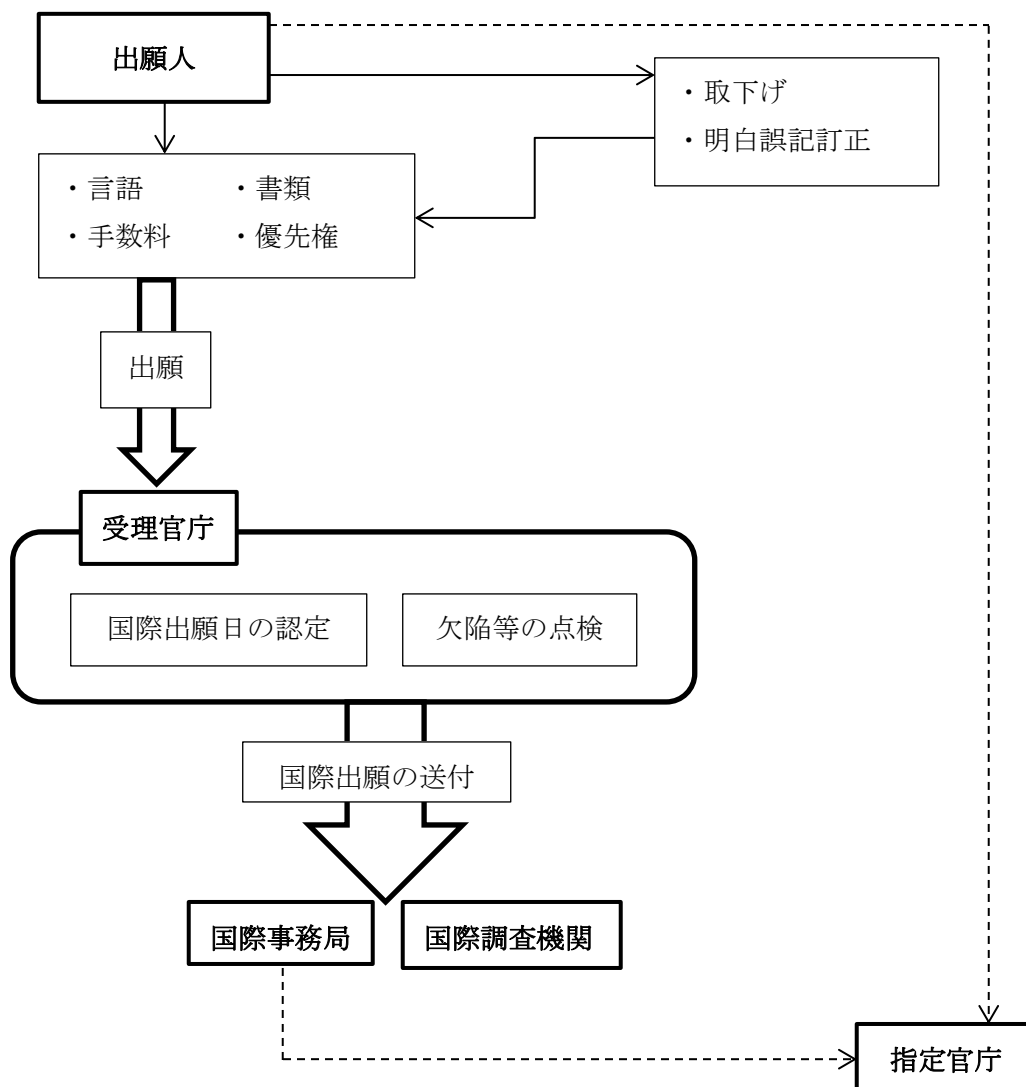
補足資料

【国際出願法】	201
【国際出願】	202
【国際調査】	209
【国際予備審査】	212
【国内移行】	213
【共通規定】	215

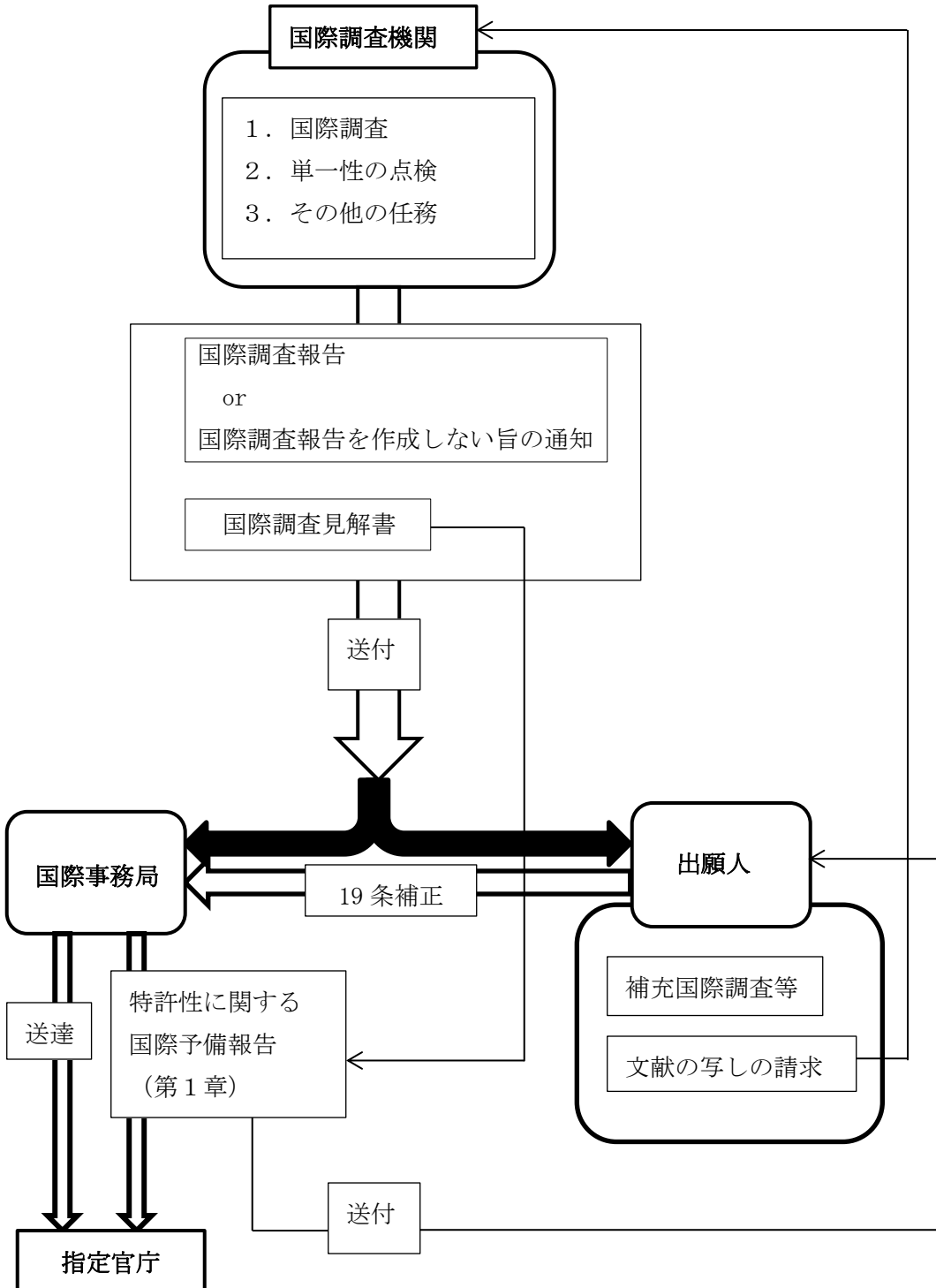
☆国際出願の流れ☆



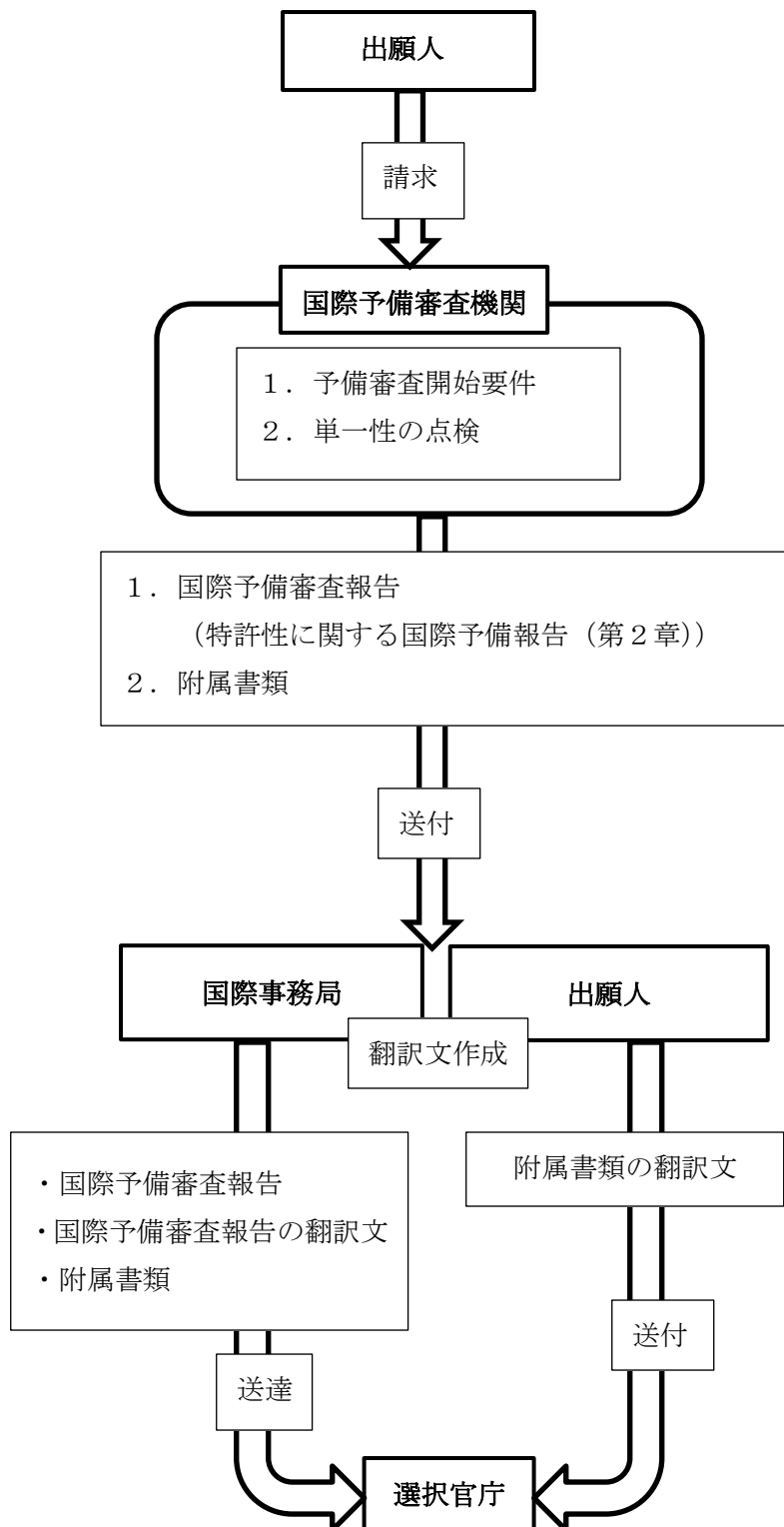
☆国際出願☆



☆国際調査☆



☆国際予備審査☆



MEMO

PCT 条文及び規則

【出願手続】

【出願人適格】		
内容	条文	規則
締約国の居住者及び国民	<p>第九条 出願人</p> <p>(1) 締約国の居住者及び国民は、国際出願をすることができる。</p>	<p>18. 1 住所及び国籍</p> <p>(a) 出願人が自ら居住者又は国民であると主張する締約国の居住者又は国民であるかどうかの問題は、(b) 及び (c) の規定に従うことを条件として、当該締約国の国内法令によるものとし、受理官庁が決定する。</p> <p>(b) いかなる場合にも、</p> <p>(i) 締約国において現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有することは、当該締約国において住所を有するものとみなす。</p> <p>(ii) 締約国の国内法令に従って設立された法人は、当該締約国の国民とみなす。</p>
出願人適格の例外	<p>第九条 出願人</p> <p>(2) 総会は、この条約の締約国ではないが工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国であるいずれかの国の居住者及び国民に国際出願をすることを認めることを決定することができる。</p> <p>第五十三条 総会</p> <p>(6) (a) 第四十七条 (2) (b)、第五十八条 (2) (b) 及び (3) 並びに第六十一条 (2) (b) の規定が適用される場合を除くほか、総会の決定は、投じられた票の三分の二以上の多数による議決で行う。</p>	<p>(c) 国際出願が受理官庁としての国際事務局にされた場合には、国際事務局は、実施細則に定めるところにより、関係締約国の国内官庁又はその関係締約国のために行動する国内官庁に対し、(a) の問題について決定を行うよう要請する。国際事務局は、出願人にその要請について通知する。出願人は、当該国内官庁に対して直接論拠を提出する機会を有する。当該国内官庁は、その問題について速やかに決定を行う。</p>

【出願人適格】

内容		条文	規則
共同出願	少なくとも一人	<p>第九条 出願人</p> <p>(3) 住所及び国籍の概念並びに二人以上の出願人がある場合又は出願人がすべての指定国について同一でない場合におけるこれらの概念の適用については、規則に定める。</p>	<p>18. 3 二人以上の出願人</p> <p>二人以上の出願人がある場合において、出願人のうち少なくとも一人が第九条の規定に基づき国際出願をする資格を有するときは、国際出願をすることができる。</p>

【出願人適格】		
内容	条文	規則
<ul style="list-style-type: none"> ・署名 ・出願人の記載 	<p>第四条 願書</p> <p>(1) 願書には、次の事項を記載する。</p> <p>(iii) 出願人及び、該当する場合には、代理人の氏名又は名称並びにこれらの者に関するその他の所定の事項</p>	<p>4. 4 氏名又は名称及びあて名</p> <p>(a) 自然人の氏名については、姓及び名を記載するものとし、姓を名の前に記載する。</p> <p>4. 5 出願人</p> <p>(a) 願書には、出願人又は、二人以上の出願人があるときは、各出願人につき、次の事項を記載する。</p> <p>(i) 氏名又は名称</p> <p>(ii) あて名</p> <p>(iii) 国籍及び住所</p> <p>26. 2の2 第十四条(1)(a)(i)及び(ii)に規定する要件の点検</p> <p>(a) 二人以上の出願人がある場合には、国際出願が少なくとも出願人のうちの一人により署名されているときは、第十四条(1)(a)(i)の規定の適用上、十分なものとする。</p> <p>(b) 二人以上の出願人がある場合には、4. 5(a)(ii)及び(iii)に規定する表示が、少なくとも出願人のうちの一人であつて19. 1の規定に基づき受理官庁に国際出願をする資格を有する者についてされているときは、第十四条(1)(a)(ii)の規定の適用上、十分なものとする。</p> <p>4. 7 代理人</p> <p>(a) 代理人が選任されている場合には、願書には、その旨を記載するものとし、代理人の氏名又は名称及びあて名を記載する。</p> <p>(b) 代理人が受理官庁として行動する国内官庁に登録されている場合には、その番号又は他の表示を願書に記載することができる。</p>